

### 第三節 商業

#### 第一項 商業

農業本位であつた昔が村では商業も餘り發達しなかつた。只各字に日用品を賣る雜貨商がある位のものである。次に大口村の商業を表示すれば

種別	國稅營業縣稅計			種別	國稅營業縣稅計			種別	國稅營業縣稅計			種別	國稅營業縣稅計		
	營業	營業	縣稅		營業	營業	縣稅		營業	營業	縣稅		營業	營業	縣稅
染屋業	三	五	八	質業	一	一	二	肥料	四	一	五	農具製造	一	一	八
問屋業	三	五	八	染物業	一	四	五	穀類	四	一	五	和菓製造	二	二	八
土地家屋業	二	二	二	木建築商賈土	一	—	—	穀類	四	一	五	其他	—	—	八
周旋業	二	二	二	雜貨商	六	一	一	穀類	四	一	五	牛乳	—	—	八
繭業	三	三	三	八百屋	八	—	—	穀類	四	一	五	茶小賣	二	二	八
自轉車商	一	一	一	雜貨商	六	一	一	穀類	四	一	五	和菓	—	—	八
吳服商	二	三	四	染屋業	一	四	五	穀類	四	一	五	製粉米業	七	一	八
				問屋業	三	五	八	穀類	四	一	五	酒釀業	一	一	八
				土地家屋業	二	二	二	穀類	四	一	五	肥料穀類	四	一	八
				周旋業	二	二	二	穀類	四	一	五	農具製造	一	一	八
				繭業	三	三	三	穀類	四	一	五	和菓製造	二	二	八
				自轉車商	一	一	一	穀類	四	一	五	其他	—	—	八
				吳服商	二	三	四	穀類	四	一	五	牛乳	—	—	八
								穀類	四	一	五	茶小賣	二	二	八
								穀類	四	一	五	和菓	—	—	八
								穀類	四	一	五	製粉米業	七	一	八
								穀類	四	一	五	酒釀業	一	一	八
								穀類	四	一	五	肥料穀類	四	一	八
								穀類	四	一	五	農具製造	一	一	八
								穀類	四	一	五	和菓製造	二	二	八
								穀類	四	一	五	其他	—	—	八

#### 第二項 金融機關

我國に國立銀行條令の發布を見たのは明治初年であつたが私立銀行設立の機運を促したのは明治十年以後である。

の頃各地で設立を願出るものが多くあつたが當村は全く之れなく金融機關は更になかつた。かうした中に漸次金融機關の必要を感じ、近くの町に銀行の設立を見たが、本村としては銀行設立の機に至らなかつた。併し經濟界の推移につれて次第に之が必要を感じ先づ酒井貢一方に村瀬銀行代理店を、仙田賢方に犬山銀行代理店が設けられた。其後兩代理店は廢止されたが大正七年六月株式會社愛知無盡が設立された。又明治三十八年四月愛知起業銀行太田代理店を社本豊太郎方に設置し貯蓄部及普通預金部の事務を取扱つたが、明治四十年四月總會の決議により、村瀬銀行改稱せられ奈良子に設置された。昭和四年四月同行閉店と同時に派出所も廢止された。愛知無盡は當地方產業開發のために丹羽金太田代理店と稱して引續き事務を取扱つてゐたが大正十三年十月閉店、その後大正十四年六月丹葉銀行豊田派出所が東奈良子に設置された。渡邊米次郎、大塚多賀、酒井鉄三郎、酒井謙一、渡邊常太郎、仙田徳太郎、田山地久七、西村金八の諸氏發起人と土地買入副業資金、店舗擴張、家屋新築等の資金を融通し、尙貯蓄を奨励し以て地方產業開發のためとに無盡業を開業した。而して同社は名古屋、岡崎、豊橋、一宮、半田の五ヶ所に出張所を有してゐる。

會社名	資本金	契約高	所在地	社長
株式會社愛知無盡	十萬圓	二九五〇、〇〇〇圓	大字小口字城屋敷	渡邊米次郎

各種の保険中本村に於て行はれてゐるものは、生命保険火災保険を其主なるものとし、微兵保険簡易保険等各種保険が行はれてゐる。本村に代理店をおいてゐるのは左の諸会社である。

生命保険 片倉生命保険會社・日華萬歳生命保険會社・横濱生命保険會社・三井生命保険會社・仁壽生命保険會社  
微兵保險 第一微兵保險會社・富國微兵保險會社

#### 第四節 産業組合

社會各人各個が各々異なる所の經濟方途をたどるは最も幼稚な營業歩調で社會の進歩發達するにつれてかやうな方法では間に合はず、茲に一致團結して社會の進歩に適合する様に生れ出たのが產業組合である。本村に於ける產業組合の設立は現存せるものについて調べるに先づ最初大正七年九月有限責任余野信用販賣購買利用組合設立せられ、續いて大正十二年三月保證責任小口信用購買利用組合設立せられ、翌大正十四年一月河北信用購買組合が設立された今之を大別して述べると。

##### 第一項 保證責任小口信用購買利用組合

大正十二年三月廿三日の創立にして當村仙田義式、酒井常一、大島政次郎、西村悅太郎、酒井信十郎、近藤万次郎、

酒井金作、伊藤廣吉、酒井政重、渡邊秀太郎、近藤益重、酒井收衛、酒井鉄郎、安藤勝、田中義盛の諸氏發起し、下小口一圓の農家を組合員となし左の目的の下に組合を設立した。尙本組合の創設される數年前から申合組合なるものを設けて簡単な肥料の共同購入或は日用品の共同購入等の事業をなしてゐた。

##### 本組合の目的

- 一、組合員に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得しむ
  - 二、産業又は經濟に必要なものを買入れて、之に加工し若くは加工せざして組合員に賣却すること
  - 三、組合員をして産業又は經濟上に必要な設備を利用せしむること
  - 四、組合員の經濟の發達に必要な資金を貸付し及び組合員と同一の家に在るもの、公共團体若しくは營利を目的とする法人又は團体の貯金を扱ふこと
  - 五、農業倉庫業法に依り農業倉庫の經營をなす
- 尙本組合は純組合員本位にして朝は十二時に開き日用品肥料等の販賣を行ひ資金の融通をなし日没を以て閉場する。本組合の共同購入して之を組合員に販賣してゐるものに米、麥、味噌、醬油、鹽、油類、紙類、履物、砂糖、燐寸、鏗節酢、蠟燭、學用品、麵類、肥料、飼料等がある。左に最近十ヶ年の組合業績を示せば